

○江田島市災害義援金及び見舞金分配委員会設置要綱

平成28年8月24日

告示第75号

(設置)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害により被災した者等に対し、江田島市災害対策本部条例施行規則(平成16年江田島市規則第21号)の規定に基づき、市内外から寄せられた義援金及び見舞金(以下「義援金等」という。)を公平かつ効果的に分配するため、江田島市災害義援金及び見舞金分配委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会は、災害発生時において義援金等の寄託を受けたときから義援金等の分配が完了するまでの間、設置する。

(審議事項)

第3条 委員会は、義援金等の分配計画について、次の事項を審議する。

- (1) 分配対象に関する事。
- (2) 分配基準に関する事。
- (3) 分配時期に関する事。
- (4) 分配方法に関する事。
- (5) その他必要な事項

(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 江田島市副市長
- (2) 江田島市教育長
- (3) 江田島市社会福祉協議会会長
- (4) 江田島市自治会連合会会長
- (5) 江田島市民生委員・児童委員協議会会長
- (6) 江田島市総務部長
- (7) 江田島市危機管理監
- (8) 江田島市福祉保健部長
- (9) 江田島市会計管理者
- (10) 江田島市教育次長
- (11) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、江田島市副市長とし、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(監事)

第6条 委員会に監事2人を置き、次に掲げる者とする。

- (1) 江田島市代表監査委員
- (2) 江田島市社会福祉協議会幹事
- 2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び監事は、義援金等の分配が完了したときに解任されるものとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、福祉保健部社会福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行する。